

小牧市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市規則第 2 2 号

小牧市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

小牧市国民健康保険税条例施行規則（昭和41年小牧市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表4の項を次のように改める。

<p>4 当該年の総所得金額等が前年中の総所得金額等の100分の50以下になる場合であつて、前年中の総所得金額等が400万円以下であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するとき。ただし、条例第26条の2の規定の適用がある場合を除く</p>	
<p>(1) 当該年の総所得金額等が50万円以下に減少すると認められる場合</p>	<p>納付額の100分の50に相当する額</p>
<p>(2) 当該年の総所得金額等が50万円を超え100万円以下に減少すると認められる場合</p>	<p>納付額の100分の30に相当する額</p>
<p>(3) 当該年の総所得金額等が100万円を超え200万円以下に減少すると認められる場合</p>	<p>納付額の100分の15に相当する額</p>

別表5の項中

「 基礎課税額に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額、後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額並びに介護納付金課税額に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額（条例第26条第1項、第2項及び第3項の減額がある場合は、その減額後の額）の100分の50に相当する額 」

を

「 条例第26条第1項第1号の減額がある場合 納付額の100分の50に相当する額

条例第26条第1項第2号の減額がある場合 納付額の100分の40に相当する額

条例第26条第1項第1号又は第2号の減額がない場合 納付額の
 100分の30に相当する額
 」に改め、同表6の項中「及び介護納付金課税額」を「、介護納付金課税額及び
 子ども・子育て支援納付金課税額」に改め、同表7の項中「及び後期高齢者支
 援金等課税額」を「、後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額及び子ども・
 子育て支援納付金課税額」に改め、同表8の項中「並びに後期高齢者支援金
 等課税額」を「、後期高齢者支援金等課税額」に、「の合算額（」を「、子ど
 も・子育て支援納付金課税額に係る所得割額及び被保険者均等割額（被保険者
 の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの分に限る。）
 の100分の50に相当する額（同号の減額がある場合は、100分の30
 に相当する額）並びに18歳以上被保険者均等割額（被保険者の資格を取得
 した日の属する月以後2年を経過する月までの分に限る。）の100分の
 50に相当する額（同号の減額がある場合は、100分の30に相当する額）
 の合算額（」に、「及び後期高齢者支援金等課税額」を「、後期高齢者支援金
 等課税額」に、「の合算額を」を「及び子ども・子育て支援納付金課税額に係
 る世帯別平等割額（被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過
 する月までの分に限る。）の100分の50に相当する額（特定継続世帯に該
 当する場合又は同号ケ(ア)若しくはケ(ウ)の減額がある場合は、それぞれ
 100分の25又は100分の30若しくは100分の10に相当する額）
 の合算額を」に改める。

様式第1中

「
 低所得者
 軽減
 を
 軽減額
 に、
 」

「

介護分③(円)	

「

介護分③(円)		子ども・子育て分④(円)	

